

## 「倉敷市火災予防条例等の改正（案）」の パブリックコメント集約結果

「倉敷市火災予防条例等の改正（案）」について、「倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成21年12月8日告示第683号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

### 記

1 意見等の件数

0人 0件

2 意見を募集した案件

意見募集時の公開資料については、次ページ以降をご覧ください。

3 今後の予定

倉敷市火災予防条例等の改正後、公布及び施行します。

4 参考

意見募集期間 平成28年10月3日（月）～10月31日（月）

（担当課）

倉敷市消防局予防課

# 倉敷市火災予防条例等改正の概要

## 1 趣旨

現在、消防法令に違反している防火対象物へ消防機関が命令を行った場合、違反对象物への命令内容の公示が消防法により義務付けられていますが、公示に至るまでの間、建物の危険性に関する情報が利用者に提供されない状況にあります。

そこで、重大な消防法令違反のある防火対象物の違反内容等を公表し、利用者自らが建物の危険性に関する情報を入手して利用を判断できるように、本条例の一部改正が必要となったものです。

## 2 改正に至る背景と目的

平成24年5月に広島県福山市で発生したホテル火災等、重大な消防法令違反のある防火対象物で火災が発生した場合、人命に多大な損害が出るおそれがあります。このような違反对象物に対して消防機関が命令を行った場合、市の公報や建物に命令内容が公示されることとなりますが、それに至るまでに相当の期間を要するため、その間、建物の危険性に関する情報が建物利用者等に提供されないこととなります。

このことから、平成25年12月19日付け消防予第484号「違反对象物に係る公表制度の実施について」が消防庁から通知され、重大な消防法令違反のある建物について、利用者等に建物の危険性に関する情報を公表し、利用者等の選択を通じて防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、建物関係者による防火安全体制の確立を図ることを目的として、条例等の改正を行います。

## 3 改正内容

今回の倉敷市火災予防条例の一部を改正する条例（案）等の改正事項

### **(1) 公表の対象となる防火対象物**

消防法施行令別表第一で定める防火対象物のうち、不特定多数の人が利用する対象物や火災が発生した場合に避難等が困難であり、人命に多大な被害を出すおそれがある防火対象物（消防法施行令別表第一に掲げる1項から4項、5項イ、6項、9項イ、16項イ、16の2項、16の3項）で重大な消防法令違反があるものが対象です。

### **(2) 公表の対象となる重大な消防法令違反**

(1)の対象物で、消防法第17条第1項の政令で定める技術上の基準及び同条第2項の規定に基づき火災予防条例で定める技術上の基準に従って設置しなければならない屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の全て又はいずれかが設置義務があるにもかかわらず、これらの設備を構成する機器等が一切設置されていないものが公表の対象です。

### **(3) 公表までの流れ**

消防機関が立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同じ違反の内容が認められる場合に公表します。

なお、消防局長は公表の7日前までに公表する旨を建物関係者に通知します。

### **(4) 公表方法及び公表内容**

公表は倉敷市消防局のホームページに掲載し、違反が認められた対象物の名称、所在地、違反の内容について公表します。

なお、違反が改善されたことを消防機関が確認した場合は、ホームページから該当内容を削除します。

議案第 号

倉敷市火災予防条例の改正について

倉敷市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 年 月 日提出

倉敷市長 伊 東 香 織

倉敷市火災予防条例の一部を改正する条例

倉敷市火災予防条例（昭和48年倉敷市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第40条第4項中「以下「規則」という。」を削る。

第42条第2項中「規則第12条」を「消防法施行規則第12条」に改める。

第47条第3項中「規則第31条」を「消防法施行規則第31条」に改める。

第48条第2項中「規則第31条の2」を「消防法施行規則第31条の2」に改める。

第62条の4の次に次の1条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の違反状況の公表）

第62条の5 消防局長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防局長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

倉敷市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

倉敷市長 伊 東 香 織

## 倉敷市規則第 号

### 倉敷市火災予防規則の一部を改正する規則

倉敷市火災予防規則（昭和 55 年倉敷市規則第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条の次に次の 2 条を加える。

（公表の対象となる防火対象物及び違反の内容）

第 20 条の 2 条例第 6 2 条の 5 第 3 項の規定による公表の対象となる防火対象物は、令別表第 1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物で、法第 17 条第 1 項の政令で定める技術上の基準又は同条第 2 項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第 4 条第 1 項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

2 条例第 6 2 条の 5 第 3 項の規定による公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

（公表の手続）

第 20 条の 3 条例第 6 2 条の 5 第 1 項の規定による公表は、前条第 1 項の立入検査の結果を通知した日から 14 日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、倉敷市消防局ホームページへの掲載により行う。

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- （1）前条第 2 項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- （2）前条第 2 項に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。）
- （3）前 2 号に掲げるもののほか、消防局長が必要と認める事項

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

倉敷市火災予防条例（昭和48年倉敷市条例第68号）新旧対照表

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>(消火器に関する基準)</p> <p>第40条 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物で延べ面積が150平方メートル以上のものには、消火器を設けなければならない。</p> <p>2 令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次の各号に掲げる場所には、消火器を設けなければならない。ただし、前項及び令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分に存する場所については、この限りでない。</p> <p>(1) 火花を生ずる設備のある場所</p> <p>(2) 変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所</p> <p>(3) 鍛冶場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所</p> <p>(4) サウナ設備のある場所</p> <p>(5) 溶接又は溶断の作業をする場所</p> <p>(6) 動植物油、鉱物油その他これらに類する危険物又は指定可燃物を煮沸する設備又は器具のある場所</p> <p>(7) 核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所</p> <p>3 前2項の規定により設ける消火器は、令別表第2においてその消火に適応するものとされる消火器を、当該防火対象物又は当該場所の各部分から一つの消火器に至る歩行距離が20メートル以下となるように設けなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定により設ける消火器は、令第10条第2項並びに消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。_____）第9条及び第11条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。この場合</p> | <p>(消火器に関する基準)</p> <p>第40条 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物で延べ面積が150平方メートル以上のものには、消火器を設けなければならない。</p> <p>2 令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次の各号に掲げる場所には、消火器を設けなければならない。ただし、前項及び令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分に存する場所については、この限りでない。</p> <p>(1) 火花を生ずる設備のある場所</p> <p>(2) 変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所</p> <p>(3) 鍛冶場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所</p> <p>(4) サウナ設備のある場所</p> <p>(5) 溶接又は溶断の作業をする場所</p> <p>(6) 動植物油、鉱物油その他これらに類する危険物又は指定可燃物を煮沸する設備又は器具のある場所</p> <p>(7) 核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所</p> <p>3 前2項の規定により設ける消火器は、令別表第2においてその消火に適応するものとされる消火器を、当該防火対象物又は当該場所の各部分から一つの消火器に至る歩行距離が20メートル以下となるように設けなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定により設ける消火器は、令第10条第2項並びに消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第9条及び第11条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。この場合</p> |

において、第1項の規定により設ける消火器の能力単位の数値は、当該防火対象物の床面積を150平方メートルで除して得た数以上としなければならない。

(屋内消火栓設備に関する基準)

第42条 次の各号に掲げる防火対象物又はその部分には、屋内消火栓設備を設けなければならない。

(1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては3,000平方メートル以上、主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては1,000平方メートル以上のもの

(2) 削除

2 前項の規定により設ける屋内消火栓設備は、令第11条第3項及び第4項並びに消防法施行規則第12条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

(連結送水管に関する基準)

第47条 令別表第1(1)項から(4)項まで、(10)項及び(13)項に掲げる防火対象物の無窓階(1階及び2階を除く。)で、床面積が1,000平方メートル以上のもの又は令別表第1に掲げる建築物の屋上で回転翼航空機の発着場の用途に供するものには、連結送水管を設けなければならない。

2 連結送水管の放水口は、前項に掲げる階のその各部分から水平距離が50メートル以下となるように設けなければならない。

3 第1項の規定により設ける連結送水管は、令第29条第2項第2号及び第3号並びに消防法施行規則第31条の規定の例により設置し、及び維持しなけれ

において、第1項の規定により設ける消火器の能力単位の数値は、当該防火対象物の床面積を150平方メートルで除して得た数以上としなければならない。

(屋内消火栓設備に関する基準)

第42条 次の各号に掲げる防火対象物又はその部分には、屋内消火栓設備を設けなければならない。

(1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては3,000平方メートル以上、主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては1,000平方メートル以上のもの

(2) 削除

2 前項の規定により設ける屋内消火栓設備は、令第11条第3項及び第4項並びに\_\_\_\_\_規則第12条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

(連結送水管に関する基準)

第47条 令別表第1(1)項から(4)項まで、(10)項及び(13)項に掲げる防火対象物の無窓階(1階及び2階を除く。)で、床面積が1,000平方メートル以上のもの又は令別表第1に掲げる建築物の屋上で回転翼航空機の発着場の用途に供するものには、連結送水管を設けなければならない。

2 連結送水管の放水口は、前項に掲げる階のその各部分から水平距離が50メートル以下となるように設けなければならない。

3 第1項の規定により設ける連結送水管は、令第29条第2項第2号及び第3号並びに\_\_\_\_\_規則第31条の規定の例により設置し、及び維持しなけれ

ばならない。

4 第1項及び令第29条第1項各号(第3号を除く。)の規定により設ける連結送水管には、その屋上に1以上の放水口を設けなければならない。

5 第1項及び令第29条第1項第1号及び第2号に規定する防火対象物又はその部分に設ける連結送水管の放水口の上部には、赤色の灯火を設けること。ただし、屋内消火栓箱内に放水口を設けた場合は、この限りでない。

(非常コンセント設備に関する基準)

第48条 令別表第1(1)項から(4)項まで、(10)項及び(13)項に掲げる防火対象物の地階の部分で、床面積が1,000平方メートル以上のものには、非常コンセント設備を設けなければならない。

2 前項の規定により設ける非常コンセント設備は、令第29条の2第2項並びに消防法施行規則第31条の2の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

(防火対象物の消防用設備等の違反状況の公表)

第62条の5 消防局長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防局長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

ばならない。

4 第1項及び令第29条第1項各号(第3号を除く。)の規定により設ける連結送水管には、その屋上に1以上の放水口を設けなければならない。

5 第1項及び令第29条第1項第1号及び第2号に規定する防火対象物又はその部分に設ける連結送水管の放水口の上部には、赤色の灯火を設けること。ただし、屋内消火栓箱内に放水口を設けた場合は、この限りでない。

(非常コンセント設備に関する基準)

第48条 令別表第1(1)項から(4)項まで、(10)項及び(13)項に掲げる防火対象物の地階の部分で、床面積が1,000平方メートル以上のものには、非常コンセント設備を設けなければならない。

2 前項の規定により設ける非常コンセント設備は、令第29条の2第2項並びに規則第31条の2の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

倉敷市火災予防規則（昭和55年倉敷市規則第36号）新旧対照表

| 改正後   | 現行 |
|---|----|
| <p><u>（公表の対象となる防火対象物及び違反の内容）</u></p> <p>第20条の2 条例第62条の5第3項の規定による公表の対象となる防火対象物は、令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。</p> |    |
| <p>2 条例第62条の5第3項の規定による公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。</p>  |    |
| <p><u>（公表の手続）</u></p> <p>第20条の3 条例第62条の5第1項の規定による公表は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、倉敷市消防局ホームページへの掲載により行う。</p>  |    |

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地

(2) 前条第2項に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、消防局長が必要と認める事項

---

---

---

---

---